

## 令和元年東日本台風に係る被災農家の雇用について

令和元年10月に発生した「東日本台風」により、宮城県内では、広い範囲で総雨量200mmを超える大雨となり、特に丸森町では、筆甫で594.5mm、丸森で427.0mmを観測し、阿武隈川などの水位が上昇、内川など18箇所では堤防が破堤するなど、浸水被害などにより1,062件の住宅被害がありました。

また、農林業施設の被害は、農地や水路など2,216箇所、246億円、農作物や農業用機械等の被害は、11億円におよぶなど甚大な被害を受けました。

そこで、県では、工事現場説明書（説明事項）に「台風等による被災者等の積極的な雇用に努め、農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう配慮すること」を明示しており、特に被害が大きかった丸森町の被災農家の雇用について、請負業者のみなさまにご協力をお願いしております。

(農地の被災状況)



なお、丸森町の被災農家の雇用が相当数（延べ100人・日以上）の報告があり、監督職員が確認できた場合は、工事成績調書の地域貢献において加点できることとしております。

- ・被災農家とは、丸森町の場合、町全体が被災しており町内の農家はすべて対象となります。
- ・農家の定義は、「経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上の世帯」（農林水産省の食料・農業・農村白書の用語解説より）とされていますが、雇用者からの聞き取り確認で構いません。

令和2年度工事において、令和元年東日本台風に係る丸森町の被災農家の雇用を行った場合（下請け業者を含む）は、裏面の雇用状況（就労延べ人数/月）調査票を毎月メール等により月末までに監督職員へ報告をお願いします。

